

## ＜＜ 国際科学イノベーション棟における安全面の方針について＞＞ (入居者のための手引きより抜粋)

※申請等の手続きについては、入居決定後に対応をお願いいたします。

### 【実験室の改修及び工事】

- ・有害物を取り扱う実験ではドラフトチャンバー等（局所排気設備）を設置して下さい。局所排気設備で労働安全衛生法に定められた有機溶剤や特定化学物質等を取り扱う場合、オートクレーブなどの圧力容器、特定化学設備（中和用硫酸タンク、等）など設備機械を設置する場合には、工事開始（設置）の30日以上前に労働基準監督署への届出が必要になります。
- ・二重床内は防水機能ありません。給水・排水工事の際は、下階への漏水のないような工法で施工ください。入居者の不注意等により、施設や他のご入居者などに被害を与えた場合は損害を賠償していただきます。

### 【危険物、高圧ガス、規制物の搬入について】

消防法に關係する京都市火災予防条例では、国際科学イノベーション棟全体で指定数量倍率が0.2以上を超える危険物の貯蔵や取扱はできません。

その他、放射性同位元素、高圧ガス、等に許認可、届出制度などが存在します。

なお、放射性同位元素の取扱は、お断りしています。（ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ表示付認証機器(ECD)は法令上放射性同位元素としての規制を受けませんが原子力規制委員会への届出が必要です。（消防署への届出も必要。）また、国際規制物資（酢酸トリウム、等）の使用については原子力規制委員会への許可申請が必要です。（消防署への届出も必要。）

### 【マイクロ波・高周波加熱装置、超音波発信器、超音波洗浄機】

電波法の定めによりICP分析装置等の300万メガヘルツ(MHz)以下のマイクロ波・高周波加熱装置（家庭用電子レンジを除く）の設置、及び同法による型式指定を受けていない超音波発信器（細胞破碎器等）、並びに同じく超音波洗浄機は同法により総務省への届出が必要です。

### 【化学物質取扱】

京都大学化学物質管理規程に則って、取扱をお願いします。具体的には、化学物質登録・管理システム KUCRS を必ず用いて管理することが必要ですが、本学教職員のみが KUCRS の担当者となることができるため、共同研究先の教職員とご相談の上、KUCRS の

利用をお願いします。

このシステムの登録対象は、一般試薬、毒物、劇物、危険物、向精神薬、麻薬、覚せい剤、覚せい剤原料、及び全ての高圧ガスです。化成品のうち消毒剤の次亜塩素酸塩含有物等、写真感光剤、定着剤、金属顆粒または粉末、ポリオクチルフェニルエーテル（トリトンX）等の界面活性剤、アンバーライト等のイオン交換樹脂等、エチレングリコール等の不凍液等も登録をお願いします。

取り扱う化学物質の取扱が、有機溶剤中毒予防規則や特定化学物質障害予防規則に該当する場合は局所排気装置（ドラフトチャンバー等）の設置と労働基準監督署への届出が必要です。また、従事者にあつては対象物にかかる定期の健康診断を実施してください。この他に作業環境測定を必要とする場合があります。その際は法令で定められた作業環境測定の実施をお願いします。（試験・研究以外の目的（生産等）で有機溶剤や特定化学物質を取り扱う場合には該当の作業主任者が必要です。必ず法令で定められた技能講習を修了した者を選任して業務に当たって下さい。：試験研究目的での作業主任者の選任省略規定は有機則と特化則の特例です。ボイラー則では全ての第一種圧力容器（滅菌用オートクレーブ等の使用には技能講習を修了した作業主任者の選任が必要です。また、小型圧力容器では従事者に特別教育の修了が必要です。）

この他に水質汚濁防止法にかかる化学物質を取扱う場合は京都市への届出が必要です。（KUCRSに薬品登録する際に該当の物質については表示されます。）

高圧ガスの使用にあたってはKUCRSに登録の上、必ず床、壁面に固定されたサイズが適合したボンベスタンド若しくはマニホールドを使用して下さい。可燃ガス（水素、メタン、アセチレン、等）、支燃ガス（酸素、一酸化窒素（笑気）、等）、及び毒性ガス（硫化水素、一酸化炭素、アンモニア、塩素、フッ素、等）を使用される場合はシリンダーキャビネットに收容して下さい。また、必要に応じた対象ガスの検出警報器を実験室に設置して下さい。特殊材料ガス（シラン、ボラン、等）を使用される場合は消費設備の消防局への事前届出が必要になります。また、液体窒素、液体ヘリウム、等の不活性液化ガスを使用される場合は実験室に酸素警報器の設置をお願いします。

### 【その他の規制を受ける実験】

組換え DNA 実験、動物実験、病原体取扱、X 線装置の利用、高圧ガス製造などは、

京都大学組換え DNA 実験安全管理規程

京都大学における動物実験の実施に関する規程

京都大学における病原体等の管理に関する規程

京都大学における放射線障害の防止に関する規程

といった学内規程や労働安全衛生法、消防法、高圧ガス保安法、等での規制が存

在し、本学環境安全保健機構への申請や労働基準監督署、京都市消防局への届出などを要します。

なお、現時点で1～3種病原体等の取扱は産官学連携本部としては認めていません。組換えDNA実験は認可制です。X線装置に関しては学内者にあつては所属部局で手続きをお願いします。学外者は各自で設置の30日前までに労働基準監督署に届出を行って下さい。

#### ・高圧ガス製造に関して

気体を密閉容器（高圧ガス容器：ボンベ）に入れ1MPa以上に昇圧させる、既存の高圧ガスを昇圧もしくは減圧させる（1MP未満でそのまま消費する場合は除く）、気体から液体へあるいは液体から気体への状態を変化させる行為は高圧ガス製造になりますので京都市消防局に高圧ガス製造所の届出が必要です。

- ・設置した機器は法の定めに従い定期の点検を履行して下さい。（遠心機、小型圧力容器、等も定期の点検の対象です。：簡易圧力容器のオートクレーブの点検も推奨しています。）
- ・向精神薬の取扱いには近畿厚生局に申請許可が必要です。
- ・麻薬、覚せい剤、覚せい剤原料の使用には京都府知事の研究者免許が必要です。

#### 【実験廃棄物について】

実験廃棄物（特別管理廃棄物等（無機廃液、有機廃液、有害物付着物、汚泥（スラリー）、感染性廃棄物、動物屍体、動物糞尿、等）は必ず入居者の責任で処理願います。学内入居者は所属部局で処理をして下さい。

学外入居者は入居者毎に産業廃棄物処理会社と契約を結び処理を入居者の責任で行って下さい。

#### 注意！！

オスミウム（Os：電子顕微鏡の電子染色で使用）は現在、処理方法が存在しないため産業廃棄物としての回収が存在しません。また、タリウム（Tl）とベリリウム（Be：X線管球のターゲット、X線照射窓、等）は確実な処理方法が無い為、大学としては外部委託処理を現在、認めていません。万一使用される場合は退去時に付着物を含めて全ての対象物を持ち帰って頂きます。

他に、国際規制物資（トリウム等）についても退去時に付着物を含む全てを持ち帰って頂きます。

（室内をこれらの物質で汚染された場合は入居者の負担で、洗浄、若しくは、表面を研りしての回収並びに現状復帰をして頂き、退去時に生じた廃棄物を全て持ち帰って頂きます。）

以上の他、実験実施上の不明な点がありましたら産官学連携本部安全管理室までご相談下さい。